東みよし町

子ども・子育て支援事業計画

平成２７年 ３ 月

東みよし町

目　　次

第１章　計画策定の概要 1

１　計画策定の趣旨 1
２　計画の位置づけ 1
３　計画の期間 2
４　計画の策定体制 2
５　計画の対象 2

第２章　本町の子ども・子育てを取り巻く環境 3

１　年齢３区分別人口、就学前人口の推移 3
（１）年齢３区分別人口の推移 3
（２）就学前人口の推移 4
２　町内の幼稚園及び保育園の設置状況及び利用状況 4
３　子育て支援施策の実施状況 7
４　町民の子育て支援ニーズ 8
（１）調査の概要 8
（２）主なニーズ調査結果 8

第３章　計画の基本的な考え方 10

１　基本的な考え方 10
２　基本理念 10
３　基本目標 11

第４章　基本目標ごとの取組 12

基本目標１　子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり 13
１　教育環境の充実 13
２　放課後児童健全育成事業の充実 13
基本目標２　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり 14
１　母子の健康の確保 14
２　子どもの安全を確保するための活動の推進 15
３　経済的な支援の推進 15
基本目標３　子どもの最善の利益を支える環境づくり 16
１　要保護及びひとり親家庭等への支援対策 16
２　障害のある子どもへの支援の充実 16
３　児童虐待防止対策の充実 17
基本目標４　仕事と子育てを両立させる環境づくり 17
１　多様な働き方ができる環境づくりの推進 17
２　仕事と子育ての両立の推進 18
基本目標５　子育て家庭を支援する地域づくり 18

１　地域の子育て支援体制の充実……18
２　保育サービスの充実……19
３　子育て支援のネットワークづくり……19

第５章　子育て支援事業に係る量の見込み等……20

１　教育・保育提供区域の設定……20
２　幼児期の学校教育・保育……20
（１）幼児期の学校教育・保育の量の見込み……20
（２）提供体制の確保の内容およびその実施時期……21
３　地域子ども・子育て支援事業……22
（１）利用者支援に関する事業（利用者支援）……22
（２）時間外保育事業（延長保育事業）……22
（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）……23
（４）子育て短期支援事業（ショートステイ／トワイライトステイ）……24
（５）乳児家庭全戸訪問事業……25
（６）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業……26
（７）地域子育て支援拠点事業……27
（８）一時預かり事業……28
（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）……29
（10）ファミリー・サポート・センター事業……30
（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦検診）……31
４　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容……32
５　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保……32
６　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携……32
７　労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携……32

第６章　計画の推進……33

１　計画の推進主体と連携の強化……33
２　計画の進行管理……33

資料……34

１　東みよし町子ども・子育て会議設置条例……34
２　東みよし町子ども・子育て会議委員名簿……35

第１章　計画策定の概要

１　計画策定の趣旨

東みよし町（以下、「本町」という。）では、次代を担う子どもの健やかな成長と子育てを支える新しい地域社会をつくるため、平成22年３月に「東みよし町次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、子育て支援施策を推進してきました。

今日の子ども・子育てを取巻く環境の変化は大きく、抜本的な制度改革が求められており、平成27年４月から、わが国の子ども・子育て支援は新制度に移行することとなりました。

新制度は、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）に基づく新たな子ども・子育て支援の制度（以下「子ども・子育て支援新制度」といいます。）の下で、教育・保育・子育て支援の充実を図り、計画的に給付・事業を実施するために「東みよし町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

２　計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「東みよし町総合計画」を上位計画とし、「東みよし町次世代育成支援行動計画」及び各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めたものです。

	東みよし町次世代育成支援行動計画	東みよし町子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格 特徴	○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「東みよし町総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ○予算の恒久的確保を前提として対応事業のメニュー化

３　計画の期間

平成27年度から平成31年度までの５か年の計画であり、今後、５年ごとに計画を作成します。
なお、本計画に基づく施策の進捗状況について、年度ごとに点検・評価を行います。

４　計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条第１項に基づく「東みよし町子ども・子育て会議」において、内容等の審議を行います。

５　計画の対象

概ね18歳までの子どもをはじめ、その家族等を計画の対象とします。

第２章　本町の子ども・子育てを取り巻く環境

１　年齢３区分別人口、就学前人口の推移

（１）年齢３区分別人口の推移

本町の人口は、平成21年以降において、減少傾向で推移しており、平成25年には15,342人となっていますが、そのうち、年少人口の割合は概ね減少傾向で推移しています。

今後においても、総人口は減少傾向で推移するものの、年少人口割合は平成30年には増加に転じることが見込まれ、わずかながら増加傾向で推移することが見込まれます。

年齢3区分別人口の推移

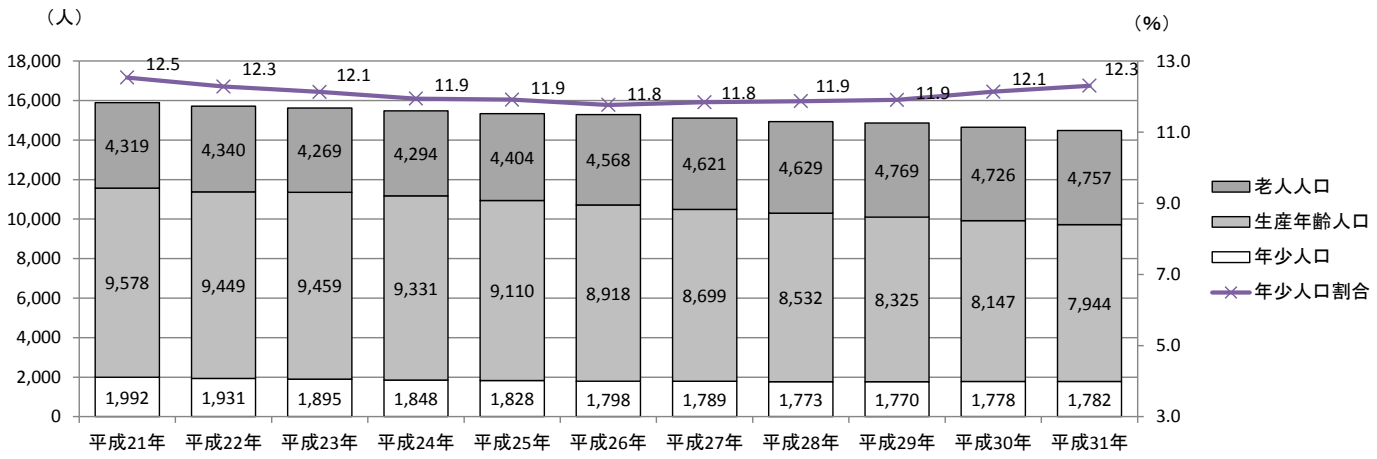

※各年４月１日現在。住民基本台帳データ。
　平成 25 年までは実績値、平成 26 年以降は推計値。

（２）就学前人口の推移

本町の就学前人口の年齢別推移をみると、平成22年以降において増加傾向で推移しており、平成25年において685人となっており、平成28年まで増加傾向で推移したのち、平成29年には減少に転じることが見込まれます。

就学前人口の推移

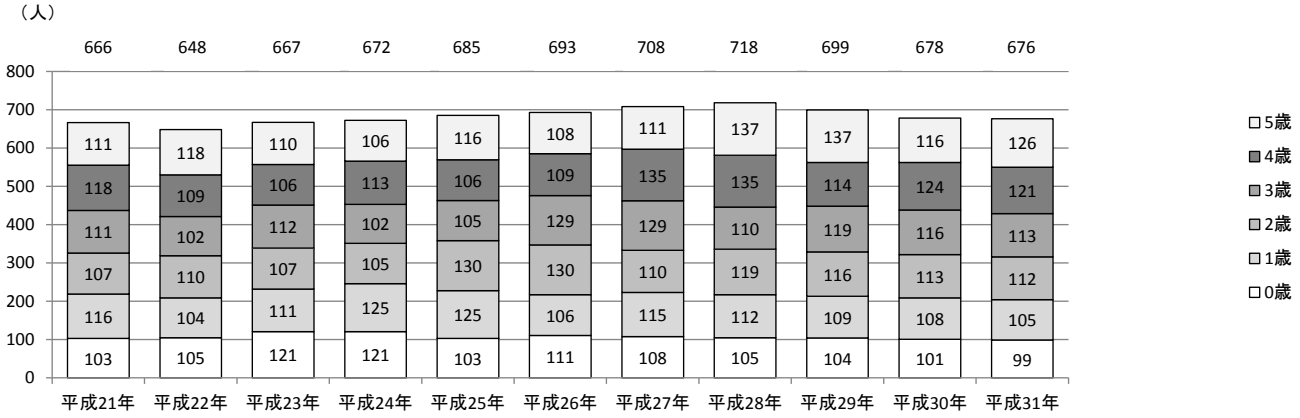

２　町内の幼稚園及び保育園の設置状況及び利用状況

本町の幼稚園及び保育園の設置状況等は、平成25年において幼稚園が４施設、入所数113人、公立保育所が２施設、定員数270人、入所数206人、民間保育所が２施設、定員数120人、入所数134人となっています。

町内の幼稚園及び保育園の設置状況及び利用状況

（単位：人・学級）

園　名	男	女	計	学級	職	補助員
加茂幼	25	24	49	2	3	
三庄幼	11	11	22	2	2	
昼間幼	8	12	20	2	2	
足代幼	12	10	22	1	1	2
計	56	57	113	7	8	2

※平成２５年５月１日現在。

保育所入所者数集計表（年度別）

（単位：人）

	18 年4月	19 年4月	20 年4月	21 年4月	22 年4月	23 年4月	24 年4月	25 年4月
みのり乳児園	(0～2歳) 56	(0～2歳) 52	(0～2歳) 51	55	59	65	67	66
みのだ保育園	67	62	63	70	70	68	69	68
私立合計	123	114	114	125	129	133	136	134
みかも保育所	136	149	148	152	134	133	128	140
みよし保育所	50	53	57	57	56	51	54	66
公立合計	186	202	205	209	190	184	182	206
合計	309	316	319	334	319	317	318	340

みかも保育所年度別・年齢別入所者数　（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
平成 18 年度	1	6	15	53	61	136
平成 19 年度	1	10	20	54	64	149
平成 20 年度	2	13	22	51	60	148
平成 21 年度	2	25	30	37	58	152
平成 22 年度	3	20	32	33	46	134
平成 23 年度	8	16	26	40	43	133
平成 24 年度	2	23	24	33	46	128
平成 25 年度	4	24	40	32	40	140
合計	23	137	209	333	418	1120

みよし保育所年度別・年齢別入所者数　（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
平成 18 年度	4	10	7	13	16	50
平成 19 年度	2	12	11	12	16	53
平成 20 年度	3	7	13	16	18	57
平成 21 年度	1	8	11	18	19	57
平成 22 年度	0	6	13	12	25	56
平成 23 年度	1	13	10	13	14	51
平成 24 年度	2	11	15	10	16	54
平成 25 年度	4	12	17	19	14	66
合計	17	79	97	113	138	444

みのり乳児園年度別・年齢別入所者数　（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
平成 18 年度	8	23	25	0	0	56
平成 19 年度	7	20	25	0	0	52
平成 20 年度	14	18	19	0	0	51
平成 21 年度	8	20	15	12	0	55
平成 22 年度	5	14	16	15	9	59
平成 23 年度	13	13	14	14	11	65
平成 24 年度	8	16	14	15	14	67
平成 25 年度	8	15	15	13	15	66
合計	71	139	143	69	49	471

みのだ保育園年度別・年齢別入所者数　（単位：人）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	合計
平成 18 年度	6	9	11	14	27	67
平成 19 年度	6	13	12	15	16	62
平成 20 年度	5	12	14	16	16	63
平成 21 年度	5	9	16	19	21	70
平成 22 年度	2	16	12	20	20	70
平成 23 年度	6	11	16	14	21	68
平成 24 年度	6	11	18	16	18	69
平成 25 年度	3	11	17	21	16	68
合計	39	92	116	135	155	537

※各年４月１日現在

3　子育て支援施策の実施状況

次世代育成支援行動計画（後期）の進捗状況は以下のとおり。

指標			後期計画（21年度）					
			目標	実績				
			（26年度）	H22	H23	H24	H25	H26
平日昼間の保育サービス								
	3歳未満児	認可保育所	164人	162	167	168	190	180
		保育5サービス	164人	162	167	168	190	180
		うち家庭的保育事業	0人	0	0	0	0	0
	3歳以上児	認可保育所	190人	183	172	172	175	207
		保育5サービス（※1）	190人	183	172	172	175	207
		うち家庭的保育事業	0人	0	0	0	0	0
		保育6サービス（※2）	190人	183	172	172	175	207
		うち認可保育所+家庭的保育+幼稚園の預かり保育	190人	183	172	172	175	207
延長保育事業			15人	-	52	56	42	-
			1か所	1	1	1	2	2
夜間保育事業			人					
			か所					
トワイライト事業			2人	0	3	2	0	-
			1か所	1	1	1	1	1
休日保育事業			人					
			か所					
病児・病後児保育事業			人					
			か所					
放課後児童健全育成事業			140人	164	168	159	318	334
			1か所	3	2	2	4	4
地域子育て支援拠点事業（ひろば型、センター型、児童館型）			1か所	2	2	2	2	2
一時預かり事業			150日	63	51	139	16	-
			1か所	1	1	1	1	1
ショートステイ事業			1か所	1	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター事業			1か所	0	0	1	1	1

注※1：保育5サービスとは、認可保育所・家庭的保育・事業所内保育・認証保育所・その他保育施設　をいう。

※2：保育6サービスとは、上記保育5サービスに幼稚園の預かり保育を加えたもの。

4　町民の子育て支援ニーズ

本計画策定のための基礎資料として、対象となるお子さんの保護者の就労状況、サービス利用の実態、子育てに関する意識・意見を把握することを目的にアンケート調査を実施しました。

調査の概要と主なニーズ調査結果は以下のとおりです。

（1）調査の概要

〇調査対象及び票数

①小学校入学前のお子さんを持つ保護者　513票

②小学生のお子さんを持つ保護者　332票

〇調査期間　：平成25年11月～12月

〇調査方法　：①小学校入学前のお子さんを持つ保護者
郵送及び幼稚園、保育所を通じて調査（無記名回答）
②小学生のお子さんを持つ保護者
小学校を通じて調査（無記名回答）

〇回収結果

調査の種類	発送数	回収数	回収率
①小学校入学前のお子さんを持つ保護者	513票	334票	65.1%
②小学生のお子さんを持つ保護者	332票	264票	79.5%

（2）主なニーズ調査結果

〇小学校入学前のお子さんを持つ保護者

- 子育てを主にしている人は、「父母ともに」が51.8%、「主に母親」が44.6%であり、父親の育児参加がみられるが、母親が主となっている家庭が依然として多い。
- 定期的に利用したい教育・保育事業は「認可保育所」（69.8%）、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」（50.9%）が上位回答。
- 地域子育て支援事業の今後の利用意向については、「新たな利用や日数を増やしたいとは思わない」が56.0%、「利用していないが今後利用したい」が32.0%、「利用しているが今後利用日数を増やしたい」が5.1%。
- 病児・病後児保育施設等の利用意向については、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.6%、一方「利用したいとは思わない」が59.4%。
- 不定期の事業の利用意向については、「利用する必要はない」が57.2%、一方「利用したい」が30.8%。
- 小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所については、低学年は「放課後児童クラブ」（73.9%）、「自宅」（23.2%）、「放課後子ども教室」（18.8%）が上位回答。

また、高学年では「自宅」（56.5%）、「習い事」（42.0%）、「放課後児童クラブ」（31.9%）が上位回答となっており、低学年、高学年ともに、「放課後児童クラブ」のニーズが高い。

・子育てに関する日頃の悩み、気になることについては、「病気や発育・発達に関すること」（35.0%）、「食事や栄養に関すること」、「子どもとの時間を十分にとれない」（同率31.7%）、「子どもを叱りすぎているような気がする」（30.2%）が上位回答。

・町が重点的に取組むべき子育て支援施策については、「保育サービスの充実」（53.6%）、「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」（48.5%）、「子育てに伴う経済的支援の充実」（45.2%）が上位回答。

○小学生のお子さんを持つ保護者

・主に子どもの世話をしている人は「主に母親」が90.9%となっており、母親を中心に子育てをしている家庭が依然として多い。

・利用意向が高いサービスは「発達相談、育児相談」（33.0%）、「町ホームページの情報」（29.9%）、「広報誌の情報」（29.5%）が上位回答。

・放課後児童クラブの今後の利用希望については、「利用したい」が15.5%、一方「今後も利用しない」が61.4%。

・放課後子ども教室の利用意向については「利用意向がある」が35.6%、一方「利用意向はない」が60.6%。

・希望する小学４年生以降の放課後の過ごし方の具体的な内容は、「クラブ活動や習い事などをさせたい」（36.0%）、「利用を希望するサービスは特にない」（25.0%）、「放課後児童クラブ等を利用したい」（20.5%）が上位回答。

・病児・病後児保育施設等の利用意向については、「できれば病児・病後児保育施設を利用したい」が15.7%、一方「利用したいと思わなかった」が81.5%。

・子育てについてどのように感じているかについては、「楽しみや喜びを感じる」が51.1%、「不安や負担を感じる」が26.9%、「生きがいを感じる」が14.8%。
また、不安や負担を感じる理由については、「子どもの教育やいじめなどが心配」（71.8%）、「子育てにかかる経済的負担が大きい」（70.4%）、「子どもに関する犯罪や事故が増加している」（54.9%）が上位回答。

・身近な地域の人に期待する子育て支援については、「危険な遊びやいじめを注意してほしい」（38.6%）、「犯罪や事故にあわないよう見守ってほしい」（35.6%）、「遊びやスポーツ、伝統文化などを教えてほしい」（17.4%）が上位回答。

・町が重点的に取組むべき子育て支援施策については、「子育てに伴う経済的支援の充実」（49.6%）、「妊娠・出産医療体制の整備や小児医療の充実」（47.7%）、「放課後児童クラブ、放課後子ども教室の充実」（43.9%）が上位回答。

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本的な考え方

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援施策を推進し、すべての子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指す。

東みよし町の子ども・子育て支援、次世代育成のための「マスタープラン」

２　基本理念

次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念
「みんなで　子どもの夢と笑顔を育むまち　東みよし町」

子どもの夢と笑顔を育む
子育ち、子育て環境づくりを、
みんなで支えるまち、東みよし町

乳幼児期は人格形成の基礎を培い、学童期は生きる力を育むため、調和のとれた発達を図る重要な時期です。これらの時期は、子どもたちが人として生きていく土台をつくるため、家庭・地域・学校・企業・ボランティア等を含めた地域全体が一体となって支え、人間関係を構築するための基礎づくりや心身の健全な発達を通じて、一人ひとりの個性が尊重され、自己肯定感をもって育まれる環境づくりが必要です。

また、子育ち・子育てとは、子どもの成長等を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えながら、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことが必要です。

さらに、子ども・子育て支援法において「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本としており、子どもの視点に立ち、子どもにとって最もよい選択を行っていく必要があります。

上記内容を踏まえ、東みよし町がこれまで取り組んできた子育て事業や子育て環境のさらなる充実に向けて、「東みよし町子ども・子育て支援事業計画」を推進するうえでの基本理念を「子どもの夢と笑顔を育む子育ち、子育て環境づくりを、みんなで支えるまち、東みよし町」と設定します。

３　基本目標

上記の基本的な考え方や基本理念に基づき、本計画の基本目標を下記のとおり設定します。

目標１　子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

次代の親が子育てに喜びを感じ、子育てに真剣に取り組めるよう、子どもの豊かな心や感性を育む教育環境づくり、子どもが地域の人々との交流や実際に体験する機会を持つことで、自ら学ぶ環境づくりを目指します。

目標２　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

子育て世代が安心して生活でき、子育てができるよう、生活環境の整備を促進するとともに、安心して出産や子育てができる医療体制の充実により、母子ともに健康な子育て環境の充実を図ります。

目標３　子どもの最善の利益を支える環境づくり

障がいのある子どもを養育している家庭やひとり親家庭、児童虐待の疑いのある家庭等の特別な支援を必要とする家庭等に対して、子どもの最善の利益となるよう、関係機関と連携し適切な支援を提供します。

目標４　仕事と子育てを両立させる環境づくり

父親と母親がともに協力して子育てに取り組み、子育てと仕事とのバランスが保てるように、ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及に努め、多様な働き方の実現および男性を含めた働き方の見直しを推進し、仕事と子育ての両立を支援します。

目標５　子育て家庭を支援する地域づくり

町内で活躍する様々な子育て支援グループや施設間のネットワークを強化し互いに連携することで、子育て世代がひとりで悩みを抱え込まず、安心して子育てできるような環境を構築するため、地域における子育てを積極的に支援します。

第４章　基本目標ごとの取組

基本目標	基本施策
目標1　子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり	1　教育環境の充実
	2　放課後児童健全育成事業の充実
目標2　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり	1　母子の健康の確保
	2　子どもの安全を確保するための活動の推進
	3　経済的な支援の推進
目標3　子どもの最善の利益を支える環境づくり	1　要保護及びひとり親家庭等への支援対策
	2　障害のある子どもへの支援の充実
	3　児童虐待防止対策の充実
目標4　仕事と子育てを両立させる環境づくり	1　多様な働き方ができる環境づくりの推進
	2　仕事と子育ての両立の推進
目標5　子育て家庭を支援する地域づくり	1　地域の子育て支援体制の充実
	2　保育サービスの充実
	3　子育て支援のネットワークづくり

基本目標１　子どもが心身ともに健やかに育つ環境づくり

１　教育環境の充実

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
人権教育の推進	生涯学習課	人権教育推進協議会と連携して、人権フェスティバルや人権コンサートなど実施するとともに、各学校に協力を求め、人権作文集を発行しています。 今後も引き続き、学校・地域と連携を図り、地域社会の人権啓発を図ります。
スポーツ少年団補助金	生涯学習課	小学生のスポーツ活動（野球、バレーボール、サッカー、ソフトボール、柔道、剣道）にかかる運営費の補助を行います。
体育協会の補助	生涯学習課	各種スポーツ大会の開催を行っている町体育協会に運営費を補助します。 三加茂支部・三好支部での各行事と合同で行う行事とに分かれていますが、どの大会も参加チームが減少傾向にあることから、日程調整や地区役員の連携を図ります。
スポーツ推進委員会補助	生涯学習課	スポーツ推進委員の向上を図るため、研修会開催などへの運営を補助します。
スポーツ施設の充実	生涯学習課	町民の生涯スポーツの普及また総合型スポーツクラブの推進を図るため、社会体育施設の整備や修繕また開放を行います。 また、各施設の利用状況を把握し、利用者が楽しくスポーツが行える施設として開放し、管理者の充実に努めます。
児童・生徒派遣費補助	学校教育課	各種スポーツ・文化クラブ活動（軟式野球・剣道・柔道・サッカー・陸上・ソフトボール・テニス・バスケットボール・水泳・ブラスバンド）の大会に参加するための補助金を助成し、日頃の練習の成果を試すとともに、他校生との交流を図る場を提供します。
学校ＩＣＴ環境整備事業	学校教育課	デジタルテレビ・パソコン・周辺機器など、各学校のＩＣＴ環境を整備します。
外国青年招致事業	学校教育課	町内公立小・中学校の児童・生徒の実践的コミュニケーション能力の育成や国際理解教育の推進を図るため、（財）自治体国際交流化協会を通して、中学校外国語指導助手２名を招致しています。 中学校では、生きた英語によるコミュニケーションの楽しさを体験し国際感覚を身につけるとともに、小学校では児童の異文化に対する興味・関心の高揚を図ります。
奨学資金貸付事業【再掲】	学校教育課	貸付条件をすべて満たした方に対して、無利子で最短終業期間の貸付を行います。
スクールバス運行事業	学校教育課	休校・廃校となった増川、東山校区の幼・小・中学生と毛田校区の幼・小学生の通学手段の確保のため、スクールバス４台を運行委託しています。 児童・生徒の登下校の利便性を向上することになり、教育環境の充実を図ります。
加茂小学校太陽光発電施設導入事業	学校教育課	小学校管理棟に太陽光パネルを設置することで、小学生の環境教育に取り組みます。

２　放課後児童健全育成事業の充実

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
放課後児童健全育成事業	福祉課	保護者が労働等により、昼間家庭にいない幼稚園児及び小学校１年生から小学校６年生までの児童の健全育成を図ります。現在、昼間児童クラブ、足代児童クラブ、加茂児童クラブ、三庄児童クラブの４か所で実施しています。 安全な放課後児童の居場所づくりに努めます。

基本目標２　安心して子どもを産み、育てることができる環境づくり

１　母子の健康の確保

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
妊婦健康診査	健康づくり課	妊婦及び胎児の健康管理のため、妊婦を対象に県内の医療機関に委託し、健康診査を実施しています（妊娠届出時に 14 枚の健康診査受診票を交付）。 妊娠届を早期に出すとともに、妊婦健診を適切な時期に受診することにより、妊産婦死亡率、周産期死亡率の低下を図ります。また県外受診についても償還給付にて対応し、安心安全な妊娠・出産を目指します。 ■ 平成 31 年度目標数値 ・妊産婦死亡率　０％ ・周産期死亡率　０％ ・低体重児出生、未熟児出生の減少 ・妊娠出産について満足している者の割合を増やす ・妊娠中の妊婦の喫煙率を減らす
乳幼児健康診査	健康づくり課	乳幼児の健全な発育、発達を促進するとともに、育児不安を抱える保護者の支援を目的に、乳幼児健康診査を実施します。 医療機関委託健診は１歳までに３回利用可能です（県内委託医療機関、無料にて実施）。集団健診としては、先天性股関節脱臼健診、乳児健診、１歳６か月児健診、２歳児歯科健診、３歳児健診を実施しており、３歳児健診については、県内の委託医療機関において、精密健診も実施可能です。 各健診の受診率を向上させ、子どもたちが健やかに育つ支援をするとともに、健診で育児不安を持つ保護者の応援をしていきます。また、育児についての色々な保健指導を通して、保健水準指標が改善されるように支援し、未受診者に対しては、子育て支援のみでなく、虐待予防の視点からも、現状を把握するように努めます。 ■ 平成 31 年度目標数値 ・各種健診受診率の向上 ・未受診者の把握　100% ・むし歯のない３歳児の割合を増やす
健診による異常の早期発見	健康づくり課	健診により異常の早期発見・治療の推進を図るとともに、保護者への支援を行います。各健診の受診率を向上させ、子どもたちが健やかに育つ支援をするとともに、健診で育児不安を持つ保護者の応援をしていきます。
母子健康手帳交付事業	健康づくり課	妊産婦、乳幼児の健康管理を図るため、妊娠届出時に母子健康手帳を交付しています。 できるだけ早期に届けられるよう、広報等で周知します。 ■ 平成 31 年度目標数値 妊娠 11 週以下での妊娠届出率　100%
新生児訪問事業 こんにちは赤ちゃん事業	健康づくり課	早期の家庭訪問により育児支援、虐待の防止に努めます。里帰りしている妊産婦・新生児に対しては、電話による早期の支援を行い、里帰り後に帰られたら、早期に訪問を実施するようにします。 妊娠期には面接のみになっているため、出産後できる限り早期に全数を訪問できるように調整するとともに、福祉課・児童相談所・保育所等との連携を深め、早期に子育て支援ができる体制をつくります。 ■ 平成 31 年度目標数値 生後４か月以内の訪問　100%
育児相談	健康づくり課	妊娠出産育児に関して、電話相談もしくは健康づくり課での随時相談を受け付けており、必要時には家庭訪問や、臨床心理士、医師などによる発達相談・育児相談の利用を進めたり、各種相談機関・医療機関・保育所・子育て支援センターへの紹介などを通じ、子育ての支援を行います。 保健師のみによる相談から、他の機関へつなげる相談に変化してきていることから、今後も、妊娠中からケースに寄り添える支援を進めます。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
予防接種	健康づくり課	伝染病に対する免疫確保を図り、伝染病の蔓延防止と感染を予防します。 ■ 平成31年度目標数値 ・１歳までにＢＣＧ接種を終了している割合　100% ・１歳６か月までに四種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している割合100%
乳幼児事故予防啓発事業	健康づくり課	乳幼児健診、育児相談の場において各パンフレットの配布により、乳幼児の突然死予防の助言や、事故予防の啓発を行うとともに、訪問時に家庭環境を確認し、家庭環境内の危険防止の助言を行います。 ■ 平成31年度目標数値 ・乳幼児のうつぶせ寝をさせている親の割合の減少 ・妊産婦及び配偶者の喫煙率の減少 ・かかりつけの小児科医を持つ親の割合の増加 ・休日夜間の小児救急医療機関を知っている親の割合の増加 ・事故防止対策をしている家庭の割合の増加 ・心肺蘇生法を知っている親の割合の増加 ・母乳育児で育てている割合の増加
子どもはぐくみ医療費助成事業【再掲】	福祉課	若年世帯において、出産や子育てに際し、経済的負担が増大する時期の子どもの医療費は大きな負担と考えられます。公的支援により育児にかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることのできる環境の醸成が求められていることから、子どもにかかる医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。 当面は現状を維持しつつ、県に事務費などの補助拡大に向けた働きかけをしていきます。
不妊治療費助成事業	健康づくり課	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受けた夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を県の助成後の残りについて年間10万を限度に助成します。
小児救急医療支援事業	健康づくり課	小児医療救急として、三好病院（１週間に３日）、半田病院（１週間に４日）の当番救急体制を実施しています。 現在の救急医療体制や＃8000の電話相談事業の周知に努めるとともに、子どもの医療のかかり方等の助言も継続していきます。

2　子どもの安全を確保するための活動の推進

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
スクールガード事業	学校教育課	あらかじめ町内各中小学校に登録した地域住民の方々が、子どもたちの下校時間に合わせ、通学路などの巡回パトロールや危険箇所の見回りを行い、子どもたちが事故や犯罪に巻き込まれないよう見守るボランティア活動を実施しています。地域で子どもを守り育てていく環境づくりの基本であり、今後も重要な事業と位置づけています。

3　経済的な支援の推進

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
不妊治療費助成事業【再掲】	健康づくり課	不妊治療のうち体外受精及び顕微授精を受けた夫婦に対して、経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を県の助成後の残りについて年間 10 万を限度に助成します。
多子世帯保育料軽減事業（県単独事業）	福祉課	第３子以降の３歳未満児が単独で保育所に入所する場合に、保護者の経済的負担を軽減するために保育料を半額にします。
東みよし町子育て支援補助金事業	福祉課	保育所に入所している第３子以降で３歳以上の児童を養育している東みよし町に住所を有している保護者を対象に、年度末までに保育料を完納していることを確認後、月額保育料の４分の１の金額を入所月数分交付します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
子どもはぐくみ医療費助成事業	福祉課	若年世帯において、出産や子育てに際し、経済的負担が増大する時期の子どもの医療費は大きな負担と考えられます。公的支援により育児にかかる経済的負担を軽減し、安心して子どもを生み育てることのできる環境の醸成が求められていることから、子どもにかかる医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ります。 当面は現状を維持しつつ、県に事務費などの補助拡大に向けた働きかけをしていきます。
奨学資金貸付事業	学校教育課	貸付条件をすべて満たした方に対して、無利子で最短終業期間の貸付を行います。

基本目標３　子どもの最善の利益を支える環境づくり

１　要保護及びひとり親家庭等への支援対策

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
要保護児童対策地域協議会事業	福祉課	児童虐待をはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護、並びに要保護児童及びその家族への適切な支援を図るため、協議会構成機関との情報交換と支援の内容についての協議を行います。
要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業	学校教育課	児童生徒の保護者が生活保護の受給者、または要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者に対して、保護者の経済的負担を軽減するため必要な経費を一部負担します。 今後ますます認定者が増加することが予想されることから、認定基準（申請月）について先進事例の調査や近隣市町の動向も注視しながら、継続して実施し、義務教育の円滑な実施と経済的負担の軽減を図ります。
児童扶養手当	福祉課	父母の離婚等で父または母のいない児童や両親のいない児童など父母と生計をともにしていない児童を監護・養育している方に支給します。受給資格者には、年３回（４月・８月・12 月の 11 日）手当が支給されます。手当の支給額については、監護・養育している児童数及び所得額により、全部支給と一部支給があります。 町窓口にて、新規認定・転入・資格喪失・変更等の申請を受け付け、県西部総合県民局へ進達し、審査の結果、認定者には証書等の送付を行っています。

２　障害のある子どもへの支援の充実

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
健診による異常の早期発見 【再掲】	健康づくり課	健診により異常の早期発見・治療の推進を図るとともに、保護者への支援を行います。各健診の受診率を向上させ、子どもたちが健やかに育つ支援をするとともに、健診で育児不安を持つ保護者の応援をしていきます。
発達支援事業	健康づくり課	３歳児健診の事後指導としての発達相談発達検査の実施のみでなく、育児に不安のある保護者や、子どもの育ちが気になる場合など、早期に育児相談発達相談発達検査を実施し、子どもにあった子育てができるよう支援します。 今後、各保育所、幼稚園、学校との連携を強化していくとともに、３歳児健診時に発達が気になるケースも５歳児になると変化してきていることから、５歳児健診も視野に入れて実施していきます。
特別支援教育支援員配置事業	学校教育課	町内小・中学校においては普通学級に在籍している児童生徒のうち、ＡＤＨＤ、ＬＤ、高機能自閉症等の軽度発達障害で特別な支援を要する児童・生徒が数名いることから、安心して学校生活を送れるよう、特別支援教育支援員を配置します。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
重度障害児日常生活用具給付及び貸与	福祉課	在宅の重度障害児の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付または貸与を行います。 対象となる障害児が少ないため、現在の実績は少ないですが、今後も事業を継続していくことで在宅の障害児の生活向上を図ります。
特別児童扶養手当	福祉課	20 歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のある子を家庭で保護、監督している父母または養育している方に対し、手当が支給されます。受給資格者には、年３回（４月・８月・11 月の 11 日）手当が県より支給されます。 手当は、障害等級の１級（重度）と２級（中度）に規定されており、それぞれ対象児童の障害の等級と児童数に応じて支給されます。 町窓口にて、新規認定・転入・資格喪失・変更等の申請を受け付け、県西部総合県民局へ進達し、審査の結果、認定者には証書等の送付を行っています。
障害児福祉手当	福祉課	20 歳未満で、日常生活において常時の介護を必要とする者に支給されます。

３　児童虐待防止対策の充実

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
民生委員・児童委員協議会活動事業	福祉課	民生委員児童委員は高齢者等要援護者や地域住民の福祉向上のため、行政とのパイプ役や住民のよき相談役となるとともに、地域に密接な活動を展開しているため、児童虐待の防止・早期発見にも重要な役割を担っています。 最近では住宅や生活様式の都市化が進み、さらに人権意識や個人のプライバシーの問題等が活動を妨げる場面も多くなりつつあることから、今後も関係機関との連携を図り、このような障害を排除しつつ、要援護者等の福祉の向上に努めます。
養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	福祉課	養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。

基本目標４　仕事と子育てを両立させる環境づくり

１　多様な働き方ができる環境づくりの推進

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
一時保育	福祉課	児童福祉法第 24 条の保育の実施の対象とならない就学前児童であって、保護者の傷病・入院・災害・事故・育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消等により緊急・一時的に保育が必要となる児童を保育所で保育する事業です。 年ごとに利用者数にばらつきがあるため制度を広く周知し、緊急・一時的な保育を必要とする保護者の負担の軽減を図ります。
子育て短期支援	福祉課	☆ ショートステイ事業 保護者が疾病等の社会的な事由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合や母子が夫の暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合等に加茂愛育園において一時的に養育または保護を実施します。 ☆ トワイライトステイ事業 保護者が仕事等の事由により帰宅が恒常的に夜間にわたる場合や休日に不在の場合等で、児童に対する生活指導や家事の面等で困難を生じている場合に、その児童を加茂愛育園において、生活指導、食事の提供等を行います。 就労形態の多様化に対応する制度として周知を図るとともに、受入れ体制の整備を図ります。

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
地域子育て支援センター事業	福祉課	みかも保育所及びみのり乳児園では、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため、毎月第１・第３週に園庭を開放しています。また、子育てに関する悩みや相談について、月曜日から金曜日まで電話と来訪者の相談に応じるとともに、地域の子育て関連情報の提供等も行っています。 家庭で保育している保護者の不安や悩みを解消するとともに保護者間の交流を促進することにも大きな役目を果たしていることから、今後も継続して実施します。

２　仕事と子育ての両立の推進

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
土曜楽校	生涯学習課	町内の小学生を対象として、土曜日に世代間で交流し、さまざまな学習をするという有意義な過ごし方を提案しています。
放課後子ども教室	生涯学習課	小学校の保護者・周辺地区の住民のボランティアによる安全管理員が、放課後の空き教室を使用して、子どもたちが安心して安全に過ごすことのできる空間を提供します。また、ボランティアの募集・管理と、学校と教室利用等の協議を行います。 今後、子どもたちの安心・安全な居場所づくりに努めます。
「防ごう！少年非行」決起大会	生涯学習課	子どもたちの健全育成を目指して町民ぐるみの活動を展開するため、青少年育成東みよし町民会議総会の後に大会を開催しています。 今後も継続して実施し、町民ぐるみでの子どもたちへの健全育成を目指します。
青少年育成協議会補助金	生涯学習課	みよし広域連合・三好警察署・学校・地域と連携しあいながら青少年の非行防止やいじめ、児童虐待などの防止啓発活動を実施している青少年育成東みよし町民会議に対する補助を行います。 青少年が被害者にも加害者にもならないような社会づくりに努めます。
民生委員・児童委員協議会活動事業【再掲】	福祉課	民生委員児童委員は高齢者等要援護者や地域住民の福祉向上のため、行政とのパイプ役や住民のよき相談役となるとともに、地域に密接な活動を展開しているため、児童虐待の防止・早期発見にも重要な役割を担っています。 最近では住宅や生活様式の都市化が進み、さらに人権意識や個人のプライバシーの問題等が活動を妨げる場面も多くなりつつあることから、今後も関係機関との連携を図り、このような障害を排除しつつ、要援護者等の福祉の向上に努めます。

基本目標５　子育て家庭を支援する地域づくり

１　地域の子育て支援体制の充実

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
子育て支援情報の提供	福祉課	子育てに関する情報を町のホームページ等の広報媒体を利用して、子育て中の保護者に提供します。 ニーズ調査の中でも子育てに関する事業・制度を知らないとの回答があったことから、情報提供を通して、事業・制度の普及推進を図ります。
保育所地域活動事業	福祉課	各保育所において、地域の高齢者等が子育て支援にも関われるよう各種行事に近隣の施設及び地域のお年寄りを招き、世代間の交流を促進し地域での子育て力を育みます。

２　保育サービスの充実

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
保育所通常保育事業	福祉課	保護者のいずれもが仕事等により家庭で保育できないと認められる場合で、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合に保育所において就学前児童の保育を行います。 ０歳児の途中入所者が増えていることから、できる限り待機児童とさせないように配慮していきます。
延長保育	福祉課	就労形態の多様化等に伴う延長保育の需用に対応するため、みのだ保育園・みのり乳児園において午後７時までの間児童の保育を行います。 保護者の就労形態の多様化により延長保育を望む保護者は一定数存在することから、今後も継続して実施します。

３　子育て支援のネットワークづくり

事業名	担当課	事業の概要及び今後の方針
地域子育て支援センター事業 【再掲】	福祉課	みかも保育所及びみのり乳児園では、子育て中の親子の交流の場の提供と交流の促進を図るため、毎月第１・第３週に園庭を開放しています。また、子育てに関する悩みや相談について、月曜日から金曜日まで電話と来訪者の相談に応じるとともに、地域の子育て関連情報の提供等も行っています。 家庭で保育している保護者の不安や悩みを解消するとともに保護者間の交流を促進することにも大きな役目を果たしていることから、今後も継続して実施します。

第５章　子育て支援事業に係る量の見込み等

１　教育・保育提供区域の設定

「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を１区域に設定します。

２　幼児期の学校教育・保育

（１）幼児期の学校教育・保育の量の見込み

町は、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

町に居住する子どもについて、「現在の幼稚園、保育所（園）の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて以下の区分で設定します。

①保育の必要性の認定区分

３－５歳　幼児期の学校教育（19条１項１号に該当：教育標準時間認定）
３－５歳　保育の必要性あり（19条１項２号に該当：満３歳以上・保育認定）
０－２歳　保育の必要性あり（19条１項３号に該当：満３歳未満・保育認定）

平成25年度　未就学児の教育・保育利用者（平成25年4月1日現在の未就学児数　685人）

幼稚園利用者数・率（5歳）	保育施設利用者数（3～5歳）	保育施設利用者数（0～2歳）	在宅子育て（0～5歳）
	170 人	170 人	
	保育施設利用者数・率（0～5歳）		
113 人 16.5%	340 人 49.6%		232 人 33.9%

平成27年度　教育・保育の需要量見込み（平成27年4月1日の推計人口　708人）

1号認定（3～5歳）	2号認定（3～5歳）		3号認定（0～2歳）	在宅子育て（0～5歳）
	幼稚園利用者の想定	その他		
	56 人	268 人		
41 人	324 人		216 人	
幼稚園利用者数・率 利用率（5歳）		保育施設利用者数・率 利用率（0～5歳）		
97 人 13.7%		484 人 68.4%		127 人 17.9%

各年齢別　教育・保育の量の実数　　（人）

認定区分		平成 25 年度	平成 26 年度
1号認定	3歳児	—	—
	4歳児	—	—
	5歳児	113	107
	計	113	107
2号認定	3歳児	89	111
	4歳児	86	97
	5歳児	0	0
	計	175	208
3号認定	0歳児	34	36
	1歳児	64	58
	2歳児	92	95
	計	190	189

※平成 25 年度は実数、平成 26 年度は見込数

（２）提供体制の確保の内容およびその実施時期

平成28年3月末に「みよし保育所」を廃止し、平成28年４月から「みのだ保育園」を増改築し差し引き定員数を10名増とします。

また、平成29年度より幼稚園で一時預かり保育を実施します。

町は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設および地域型保育事業を整備します。

各認定別　教育・保育の量の見込みに対する確保方策　　（人）

認定区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1号認定（3－5歳・教育標準時間認定）	量の見込み①	97	100	97	93	94
	確保方策　計②	150	150	210	210	210
	（内訳）					
	施設型給付	150	150	210	210	210
	地域型給付	0	0	0	0	0
	地方単独事業	0	0	0	0	0
	②　－　①	53	50	113	117	116
2号認定（3－5歳・保育認定）	量の見込み①	268	274	265	255	258
	確保方策　計②	190	200	200	200	200
	（内訳）					
	施設型給付	190	200	200	200	200
	地域型給付	0	0	0	0	0
	地方単独事業	0	0	0	0	0
	②　－　①	−78	−74	−65	−55	−58
上記差引	②　－　①	−25	−24	48	62	58
3号認定（0－2歳・保育認定）	量の見込み①	216	219	214	209	206
	確保方策　計②	200	200	230	230	230
	（内訳）					
	施設型給付	200	200	230	230	230
	地域型給付	0	0	0	0	0
	地方単独事業	0	0	0	0	0
	②　－　①	−16	−19	16	21	24

※施設型給付対象施設　　認定こども園、認可保育園、幼稚園

※地域型給付対象事業　　家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業

３　地域子ども・子育て支援事業

町は、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定め、「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定します。

（１）利用者支援に関する事業（利用者支援）

利用者支援に関する事業は、子ども・子育て支援に係る情報提供、利用希望に基づく相談について、子どもまたは子どもの保護者が身近な場所で必要な時に支援が受けられる事業を行います。

（現在の町の取り組みと今後の方向性）

福祉課及び、関係各課において、教育・保育にかかる情報提供並びに、子育てに関する相談・助言等をおこない、また、みかも保育所・みのり乳児園においては、地域子育て支援拠点事業を実施し、保護者が安心して子育てができるよう努めていきます。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

保育園の保育時間は、児童福祉施設最低基準上は８時間が原則ですが、保護者の労働時間やその他の状況を考慮して、保育時間を定められることになっています。小学校就学前の子どもの保育に係る希望時間帯を勘案して、適切と考えられる目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

勤務時間や通勤時間の都合で基本開園時間（午前7時30分から午後6時00分）を超えて保育が必要な世帯を対象に実施しています。

延長保育の実施園数　（か所）

実施時間	私立保育園
午後7時までの延長保育実施園	みのり乳児園
午後7時までの延長保育実施園	みのだ保育園
計	2保育園

私立保育園延長保育の利用状況（延べ人数）　（人日、人）

年度(平成)	1時間延長	実利用者数
23	2,946	27
24	2,982	35
25	2,196	32

時間外保育事業の量の見込みと確保方策　（人）

ニーズ量　①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
実人数	8	8	7	7	7
確保方策　②					
実人数	8	8	7	7	7
②　―　①	0	0	0	0	0

（３）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校就学前の子どもに係る保育との連続性を重視して、放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童を、登録制により受け入れており、平成29年度からは小学校高学年の児童も、登録制により受け入れることとします。

利用ニーズに対応できる体制の整備に努めていきます。

放課後児童クラブ登録数・登録率　（人）

	平成 26 年3月末	
	児童数	登録数
全児童数	729	211
うち低学年	345	199
うち高学年	384	12
1校平均	182	53
登録率	—	29%

放課後児童クラブ参加児童数（延べ人数）　（人、人日）

	平成 26 年3月末	
	平日	土曜
全児童数	36,288	1,217
1日平均	149	24
登録参加率	71%	12%

放課後児童健全育成事業の量の見込みと確保方策　（人）

ニーズ量　①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
全児童数	364	366	382	403	410
うち低学年	253	257	273	296	301
うち高学年	111	109	109	107	109
確保方策　②					
全児童数	452	452	502	502	502
②　—　①	88	86	120	99	92

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ／トワイライトステイ）

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育して行くことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。利用意向調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

《短期入所生活援助（ショートステイ）事業》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、加茂愛育園など保護を適切に行うことができる施設において養育・保護を行います。

子育て短期支援事業（ショートステイ）事業実績数　（人、人日）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	2	3	0
延べ利用日数	4	47	0

《夜間養護等（トワイライトステイ）事業》

保護者が、仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となり児童の養育が困難となった場合等の緊急の場合に、加茂愛育園など保護を適切に行うことができる施設において児童を預かります。宿泊も可能。

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）事業実績数　（人、人日）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用者数	3	2	0
延べ利用回数	10	5	0

子育て短期支援事業（ショートステイ）の量の見込みと確保方策　（人日）

ニーズ量　①				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
15	15	15	15	15
確保方策　②				
15	15	15	15	15
②　―　①	0	0	0	0

子育て短期支援事業（トワイライトステイ）の量の見込みと確保方策　（人日）

ニーズ量　①				
平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
5	5	5	5	5
確保方策　②				
5	5	5	5	5
②　―　①	0	0	0	0

（５）乳児家庭全戸訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業は、医学的にも乳児期早期は母親が育児不安を強く感じるため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を対象に、保健師・助産師が訪問指導を行う事業です。出生数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

生後４か月までの乳児のいる家庭に助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行います。訪問を受けられなかった家庭にも、各種の子育て支援情報の提供や交流会への参加を促し、育児不安の解消を図っています。

乳児家庭全戸訪問事業訪問件数等　（件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	122	108	100
訪問対象件数	122	108	100
訪問率	100%	100%	100%

※訪問率は、訪問件数を出生数で除した数値。

乳児家庭全戸訪問事業の量の見込みと確保方策　（件）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
訪問件数	108	105	104	101	99
訪問率	100%	100%	100%	100%	100%
確保方策 ②					
訪問件数	108	105	104	101	99
② ― ①	0	0	0	0	0

（６）養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

当事業は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児・家事援助など）を行う事業です。児童福祉法第６条の３第５項に規定する要支援児童および特定妊婦、同条第8項に規定する要保護児童の数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

乳児家庭全戸訪問事業及び、要保護児童対策地域協議会等により、養育支援が特に必要であると判断した家庭を訪問し養育に関する指導・助言等を行い、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

養育支援訪問実績数　（件）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪問件数	未実施	未実施	6

養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業の量の見込みと確保方策　（件）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
養育支援件数	9	9	9	9	9
確保方策 ②					
養育支援件数	9	9	9	9	9
② ― ①	0	0	0	0	0

（７）地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業は、公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の事業を実施するものです。基本的な事業として、交流の場の提供・交流促進、子育てに関する相談・援助、地域の子育て関連情報提供、子育て・子育て支援に関する講習等があります。利用希望等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

《地域子育て支援センター》

地域の子育て家庭に対する相談・援助、子育てに関する情報の提供を行います。

地域子育てを支援するため、各種育児講座の開催や子育て家庭に対し交流の場や機会を提供しています。

地域子育て支援センター利用実績数　（人日、人）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	1,804	2,995	2,588
利用者数（月平均）	150	250	216

地域子育て支援拠点事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策　（人日/1月あたり）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
地域子育て支援拠点利用者数	186	188	184	180	177
確保方策 ②					
地域子育て支援拠点利用者数	186	188	184	180	177
② ― ①	0	0	0	0	0

（８）一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児または幼児について、主として昼間において、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。利用希望把握調査による利用希望量を勘案し、また他の子育て援助活動支援事業等による対応を考慮し、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

《一時預かり保育》

教育時間終了後から在園児を対象として、就労形態の多様化に伴う社会要請に対応し、保護者の就労支援と幼児が健やかに養育する環境を整備するため、預かり保育を行っています。

預かり保育実施施設数・延べ利用者数　（か所、人日）

	平成 25 年度
実施施設数	4
延べ利用者数	18,200

《一時保育》

町内在住の保護者が病気や出産、就職活動などで、子どもの保育ができない時に一時的に保育所で預かる制度です。

一時保育の利用実績（公立保育所）　（人、人日）

保育事由		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利用実績	実人数	3	8	4
	延べ人数	52	199	18

預かり保育事業の量の見込みと確保方策　（人日）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者数	16,480	20,000	34,720	29,600	28,960
確保方策 ②					
延べ利用者数	21,000	21,000	42,000	42,000	42,000
② ― ①	4,520	1,000	7,280	12,400	13,040

一時保育事業の量の見込みと確保方策　（人日）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者数	64	62	60	60	60
確保方策 ②					
延べ利用者数	200	200	200	200	200
② ― ①	136	138	140	140	140

（９）病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、および保育中に体調不良となった児童を保育園の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。利用意向調査による利用希望量を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

町内在住で、保育所（園）や幼稚園等に通園している子どもが病気および、病気の回復期のため、集団保育が困難で保護者が勤務の都合上、家庭で保育ができない場合に子どもを医療機関等で一時的に預かります。

病児・病後児保育の実施施設数・延べ利用者数　（か所、人日）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施施設数	0	0	0
延べ利用者数	0	0	0

病児・病後児保育事業の量の見込み（ニーズ量）と確保方策　（人日）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
延べ利用者数	106	107	104	101	101
確保方策 ②					
延べ利用者数	106	107	104	101	101
② － ①	0	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。子どもを一時的に第三者に預けた日数の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

育児の援助を受けたい人（依頼会員）と援助できる人（提供会員）の会員組織「ファミリー・サポート・センター」を福祉課内に設置し、地域で子育てを支えあう仕組みづくりを行っています。

ファミリー・サポート・センター活動状況　（人、件）

	平成 24 年度	平成 25 年度
提供会員数	23	30
依頼会員数	22	33
提供兼依頼会員数	6	10
活動件数	16	22

ファミリー・サポート・センター事業の量の見込みと確保方策　（人日）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ファミリー・サポート件数	95	95	95	95	95
確保方策 ②					
ファミリー・サポート件数	95	95	95	95	95
② － ①	0	0	0	0	0

（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊婦に対して健康診査を実施する事業は、母子保健法第13条で、自治体が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定されていることを根拠に実施している事業です。出生の届出や母子手帳の発行件数等を勘案して、適切な目標事業量を設定していきます。

（現在の町の取り組み）

妊婦の健康管理と流産・早産の防止、母・児童の障害予防を目的として、専門医療機関に委託して健診を実施しており、公費助成を行っております。

妊婦健康診査（指定医療機関実施）　（人、人日）

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実人数	190	172	168
延べ人数	1,468	1,356	1,238

妊婦に対して健康診査を実施する事業の量の見込みと確保方策　（人日）

量の見込み ①					
	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
受診人数	1,356	1,317	1,309	1,269	1,246
確保方策 ②					
受診人数	1,356	1,317	1,309	1,269	1,246
② ― ①	0	0	0	0	0

４　幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容

本町では、４歳児までは必要に応じて保育園に入園し、５歳児になると幼稚園に入園する形態をとっています。小学校に入学する前の教育的過程は幼稚園で行っていることから、学校教育と保育の一体的提供はこれまでも行っていると認識しており、今後もこの形態を継続していくこととし、ニーズに応じて幼児教育の期間を検討することとします。

５　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備します。

６　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する県との連携

児童虐待防止対策の充実、母子家庭および父子家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、町の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

７　労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、徳島労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進めます。

第６章　計画の推進

１　計画の推進主体と連携の強化

本計画の推進にあたって、町内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育園・幼稚園など子ども・子育て支援事業者、学校、企業、町民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映します。

特に、本計画に位置づけられた新たな方向性として、平成27年度末の「みよし保育所」の廃止及び平成28年度当初からの「みのだ保育園」の増改築（10名増）、平成29年度からの幼稚園における一時預かり保育の開始など、保護者等が利用しやすく混乱を来さないよう、関係者と連携しながら万全な体制をつくっていきます。

さらに、本町の特徴的な制度として残る、保育所は４歳児までとし、5歳児は幼稚園という制度についても、利用者のニーズを把握しつつ、メリットとデメリットを踏まえ、これまでの慣習にとらわれずに積極的に見直していくこととします。

２　計画の進行管理

子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況について点検・評価することが重要です。子ども・子育て支援の推進においては、柔軟で総合的な取組みが必要であることから、この取組みを評価するため、利用者の視点に立った指標を設定し、点検および評価を各年度で行い施策の改善につなげます。

資料

１　東みよし町子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年６月 21 日
条例第 18 号

（設置）
第１条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第１項の規定に基づき、東みよし町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第２条　子ども・子育て会議は、法第 77 条第１項各号に掲げる事務を処理するものとする。
（組織）
第３条　子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。
２　委員は、次に掲げる者の中から町長が任命する。
(1)　関係機関及び関係団体の代表者
(2)　保育所保護者会代表者
(3)　学識経験を有する者
(4)　その他町長が必要と認める者
（委員の任期）
第４条　委員の任期は、２年とし、再任は妨げない。
２　委員が欠けたときの後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長及び副委員長）
第５条　子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各１人を置き、委員の互選により定める。
２　委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。
３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第６条　子ども・子育て会議の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初に行われる会議は、町長が招集する。
２　委員長は、必要に応じて、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聞くことができる。
３　子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
４　子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
（庶務）
第７条　子ども・子育て会議の庶務は、福祉課において処理する。
（その他）
第８条　この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。
附　則
この条例は、公布の日から施行する。

２　東みよし町子ども・子育て会議委員名簿

番号	委員氏名	所　　属	備　　考
1	松　浦　章　人	東みよし町医師団	
2	藤　川　智　笑	東みよし町民生委員児童委員協議会　主任児童委員	
3	川　原　勝　市	東みよし町議会教育厚生常任委員長	委員長
4	曽　根　明　美	東みよし町幼稚園代表　（加茂幼稚園園長補佐）	
5	三　木　一　将	東みよし町ＰＴＡ連合会会長	
6	片　山　和　義	社会福祉法人　愛泉会　加茂愛育園　園長	
7	福　原　健　太	みよし保育所保護者会会長	
8	川　原　哲　平	みのり乳児園保護者会代表	
9	林　　静　代	みよし保育所所長	副委員長
10	加　藤　　仁	みのり乳児園園長	
11	佐々木　和　巳	みのだ保育園園長	
12	立　石　史　子	東みよし町健康づくり課長	
13	藤　本　章　次	東みよし町学校教育課課長	
14	田　岡　孝　義	東みよし町副町長	
15	川　原　誠　男	東みよし町福祉課課長	

※　任期中に交代した委員（前任の委員）

2	下　岡　ひろみ	東みよし町民生委員児童委員協議会　主任児童委員	
3	松　浦　明　人	東みよし町議会教育厚生常任委員長	委員長
5	福　永　秀　雄	東みよし町ＰＴＡ連合会会長	
7	藤　村　弘　恵	みよし保育所保護者会会長	